

# 札幌市環境影響評価審議会

## 議 事 録

日 時 : 平成 18 年 1 月 25 日 (水) 9 : 30 ~  
場 所 : 札幌エルプラザ 2 F 環境研修室

札幌市環境局

## 1. 開 会

黒河課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから札幌市環境影響審議会を開催いたします。

本日は、石川委員、中井委員、古市委員及び丸山委員の4名が欠席されておりますけれども、出席委員は11名で過半数に達しており、審議会が成立したことをご報告いたします。

開会に先立ちまして、環境局理事の原田よりごあいさつを申し上げます。

原田理事 皆さん、おはようございます。

札幌市環境局理事の原田でございます。

環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、年頭の何かとお忙しい中を本審議会に出席していただきまして、ありがとうございます。

昨年9月20日の審議会におきまして、(仮称)屯田・茨戸通に係る環境影響評価準備書の審議について諮問をさせていただきました。その後、現地調査をしていただき、専門部会では3回にわたるご審議をいただきました。

審議に当たっては、事業者である担当部局が出席させていただきまして、委員の皆様のご意見もいただきながら、計画変更などもなされたと伺っております。専門部会の委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中を熱心にご審議していただきまして、まことにありがとうございます。本日は、その部会審議結果を踏まえまして、答申案についてのご審議をしていただくこととなります。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。あいさつにかえさせていただきます。

黒河課長 それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず、本日の次第、その裏に座席表を用意させていただいております。それから、資料1といたしまして、(仮称)屯田・茨戸通に係る部会の審議結果について(報告)というものがございます。これは、議事概要が別添の形で、A3判の折り込みが4枚ついております。次に、資料2でございます。こちらは、(仮称)屯田・茨戸通に係る環境影響評価準備書について(答申)ということで、答申案でございます。A4判の縦で2枚つづりでございます。

本日の資料は以上となっておりますが、落丁等はありませんでしょうか。

それでは、これより議事に入りますけれども、議事の進行は渡辺会長にお願いしたいと存じます。

会長、どうぞよろしく願いいたします。

## 2. 議 事

渡辺会長 皆様、おはようございます。

それでは、議事に入ります。

仮称) 屯田・茨戸通環境影響評価準備書につきましては、太田副会長を部会長とした部会において詳細にご審議いただいたところでございます。

本日の審議会では、まず、部会における審議結果につきまして太田副会長からご報告をいただいた後、その報告をもとに皆様にご審議をいただき、できれば審議会としての答申書の策定まで行いたいと考えております。

それでは、早速、部会での審議結果につきまして、太田副会長からご報告をお願いいたします。

太田副会長 それでは、部会の審議結果について報告をいたします。

先ほど紹介されました資料1をごらんください。

私ども仮称) 屯田・茨戸通環境影響評価に係る部会は、これまで3回にわたりまして、準備書に記載されておりました調査・予測及び評価について審議を重ねてまいりました。

その結果、環境保全という観点から環境影響評価書に反映されることが必要と思われる事項がありましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に、今回の道路の新設事業というのは、札幌市としては初めてのアセスメントの案件であります。そういうことから、今後の道路事業の環境配慮指針に大きく影響すると考えまして、部会の総意として、道路づくり全体の考え方を初めに掲げることにいたしました。

そこで、今後の道路づくりにおいては、特に緑地の保全という観点をさらに深めなければいけないのではないかと。緑地というだけではなくて、その緑地に生息している生物の生態にも配慮することが必要でして、いわゆるエコロードという発想が取り入れられるべきであろうという意見が非常に強く、そのため、1ページの下5行に書いてありますように、「人々の生活環境の保全に適確に配慮した道路事業とすることはもちろんのこと、動植物に優しく自然と人々の共存が可能な、自然環境の保全に十分に配慮した道路が造られることを目指し、進められる必要がある」という表現にしております。

その上で、次のページになりますけれども、以下の7項目につきまして、環境配慮が必要な事項としてまとめました。

7項目それぞれについてここに書いておりますので、それについて詳しく説明を申し上げます。

第1点目としましては、防風林の保全についてであります。

3点ございます。

(1) 番目は、この防風林は札幌の北西部としては自然状態の生き物が残されている貴重な場所でございますので、多様な生物が存在し、生態系を構成している場所であります。

そこで、ここに掲げましたように、「新たな伐採によりヤチダモ林の連続性を損なうことに対して、将来的に現在の防風林と同様の環境を形成しうる用地を確保し連続性を補うこと」と書きまして、それを求めています。

次は(2)番目です。

「ヤチダモ林及びその生態系の保全のためには、新たな伐採を最小限にとどめるべきである。したがって、林帯を横断し新設道路に接続する2路線については、その拡幅について再検討すること」を求めました。

これは、できるだけ防風林伐採による環境への影響を低減する、そして札幌の歴史的資産でもあります貴重な防風林を少しでも多く残すよう配慮を求めたものであります。

(3)番目でございますが、この防風林は強風の地域に位置していますので、その強風によりまして防風林の切断部は影響を受けることが懸念されます。現在も少しその影響を受けている箇所が見られます。

したがって、そこに書いておりますように、「既設の河川横断部において、林帯に枯れが確認されたことから、対象事業により新たに横断する箇所については、その対策を行うこと」を求めております。

次に、第2点目ですけれども、動植物の保全についてです。

ここでは2点の問題点を挙げました。

まず、(1)番目でございますけれども、防風林が切断されることによりまして、地表性動物の移動が阻害されるおそれがあります。

そこで、ここに掲げましたように、「道路の設置にあたっては、アカネズミなどの地表移動性動物や昆虫が移動できるよう、技術的工夫を施したボックスカルバートの設置などの措置を講じ、地表移動性動物や昆虫の保存に努めること」を求めました。

また、その設置に当たりましては、専門家の意見を十分聞きまして、効果性や安全性を確保した適切な設備を設置していただきたいと思っております。

それから、(2)番目でございますが、道路には街路灯が設置されることとなりますが、その光による影響が懸念されます。

そこで、ここに書きましたように、「ヤチダモ林には昆虫類も多種生息しており、鳥類の飛来も確認されていることから、道路に設置する街路灯からの照明については、昆虫類や鳥類の保護のため、できる限りの対策を実施すること」を求めたいと思います。

次に、第3点目でございます。

第3点目は、道路交通騒音についてでございます。

この道路自体、一般住宅のそばを通過しまして、騒音対策を講じなければ環境基準を超過するおそれが十分あります。その一般住宅の住民の生活環境が損なわれる可能性があるわけですので、この点を十分考慮しなければなりません。

また、その騒音対策のために遮音壁を設置した場合、死角が生じまして、その結果、歩行者の交通安全の確保の問題が発生することも懸念されます。

さらに、近隣住民には遮音壁による圧迫感など、景観に対する問題が生じることも懸念されます。

以上を踏まえまして、ここに掲げましたように、「西茨戸地区など住宅地を通過する地域

においては、騒音環境対策を十分に施し、かつ、モニタリングを行い、環境基準の達成を確保すること。なお、遮音壁の設置にあたっては、交通安全及び景観にも配慮すること」を掲げました。

次に、第4点目は、水質汚濁についてでございます。

この事業においては、工事中のみならず、供用後においても、泥を含んだ道路の排水が河川の水質に影響を与えるということが十分懸念されます。

そこで、ここに掲げましたように、「路面雨水については、濁水処理等の対策を講じ河川に対する汚濁負荷の低減に努めること」を掲げました。

次に、第5点目でございます。

これは、景観についてであります。

この事業では、一部、高架にすることが計画されております。さらに、住宅地に隣接した箇所については、先ほど述べましたとおり、遮音壁を設置するということが計画されております。それらの構造物は、近隣住民に威圧感や圧迫感、遮蔽感等を与える可能性が十分でございます。

そこで、ここに書きましたように、「道路高架擁壁及び騒音対策用遮音壁については、これら構造物の存在が周辺に及ぼす『威圧感』、『圧迫感』、『遮蔽感』などを極力軽減するために、設置される地区の特性に応じた色彩及びデザインなどに考慮した景観設計を行うこと」を掲げました。

第6点目は、事業時における調査についてであります。

この環境影響評価準備書で調査・予測・評価されたことにつきましては、事業の実施までにまだ数年かかると予想されますことから、周辺状況が変化することが予想されます。そのため、確認調査をすべきであるという意見がありました。

そこで、ここに書きましたように、「自動車走行に伴う大気汚染、道路交通騒音については、事業の実施前後で確認を行うこと」を求めたいと思います。

さらに、猛禽類の調査についても、その生態を長期的な観点からとらえた場合に、その営巣活動などへの影響の可能性が完全に否定はできません。また、コウモリやカタツムリの貴重種などについても生息の可能性が否定できない状況にあります。

そこで、ここに書きましたとおり、「ハイタカやオオジシギ及びコウモリやカタツムリの貴重種について、その生息状況を事前にすること」を求めたいと思います。

さらに書きましたとおり、「これらを実施した時は、適宜、その結果を審議会に報告し、適切な措置を講じること」を求めまして、調査の内容や結果を本審議会で確認していきたいと思っております。

最後の第7点目でございますが、評価書記載項目についてさらにつけ加えました。

準備書の段階で調査結果が記載されていなかった事項がありましたので、それらについては評価書で記載すべきと考えられます。

それで、ここに書きましたとおり、「遺跡、廃棄物処分場については現時点で把握してい

る状況及びその対処について評価書に記載すること」を求めます。「また、地盤沈下については、その対処について評価書に記載すること」を求めたいと思います。

以上が、本部会でまとめた審議結果でございます。

さらに、最後の方には、全体を加えて4回分になりますけれども、審議した結果、質問と事業者からの回答を全部つけ加えております。詳細な審議内容はつけ加えたものがございますので、もし問題点がございましたら、さらに細かい内容についてごらんいただければ内容をご理解できるかと思えます。

以上です。

渡辺会長 ただいま、太田副会長から、非常に詳細な部会での審議経過及びきょうお出しいただいたまとめについて報告をいただきました。また、最後に太田副会長からございました資料は、63番までありまして、Q & Aの形で非常に細かくまとめられております。

3回にわたって詳細な検討をされたということでございますけれども、きょうは、この部会におられない委員も出席しておりますので、ただいま太田副会長から説明がありました内容につきまして質問あるいは補足したらいいのではないかというご意見がございましたらお願いいたします。

岡村委員 2ページ目の防風林の保全についてというところで、「新たな伐採によりヤチダモ林の連続性を損なうことに対して、将来的に現在の防風林と同様の環境を形成しうる用地を確保し連続性を補うこと」と書いてありますが、用地を確保しただけでは連続性を補うことができません。そして、その前に「同様の環境を形成しうる」と書いてあります。具体的にここに何かをしないと、具体的に言えばヤチダモ林を何らかの形で再生することを盛らないのかどうか。これが議論されたのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それと同時に、最初のヤチダモ林の位置づけについて、特にどのようなものであるとは書いていないのですが、基本的には開拓期に長期にわたって人工的につくられた樹林であるという表現が盛られていれば、壊したらもう一回つくることになっていくと思います。その辺でどんな議論が行われていたのか、お伺いしたいと思います。

松田委員 私からも、同じ内容のことで補足でご質問させていただきます。

私もそれが気になったのです。要するに、今、動植物の多様性は、ヤチダモ以外にかなりいろいろなものが入ってきている結果もあるのです。植えたもの以外にですね。ですから、ヤチダモの連続性というのは、多分、ヤチダモの寿命は場所によっていろいろ違うと思いますけれども、今後もヤチダモ林として続けるのか、現況のまじったような林をつくっていくのか。もう一つは、当然、管理の主体は国有林なわけです。ですから、市が幾ら考えても、その辺は調整しなければだめなわけです。

その林のつくり方について、今、岡村委員が言ったように、部会のイメージがあったらお聞かせいただきたいと思います。

太田副会長 それでは、私から少しだけお話をさせていただきますが、この点については非常に議論がありましたので、富士田委員あたりからも補足していただきたいと思います。

す。

最初は、環境の保全ということから、現状と全く同じものがまた再生されればいいのではないかということで、私もそう言ったのですけれども、富士田委員の方から、そうではないのだというお話がありまして、現在の防風林をどう見るかということが非常に議論になりました。

ただ、申しわけないのですが、私は部会長でありながらそちらについては専門ではありませんので、富士田委員にその点の補足説明をお願いしたいと思います。

富士田委員 まず、一番最初のところに「ヤチダモを主体とする防風林」という記載がありますけれども、岡村委員がおっしゃったように、歴史的な経過があるので、これは何回も書き直しをしているのですが、最初はヤチダモ植林という言葉が使われていたのです。しかし、確かに植林ではあるのですが、そうすると、代替地をいただいたときに、ヤチダモをただ植えればいいのかというイメージになるかなということと、今や、いろいろな植物や動物が入ってきて一つの生態系が形成されているので、植林という言葉はやめにしてヤチダモ林にした経過があります。そのところでは大分議論をいたしました。

それから、我々としては、道路で切られないのが最も望ましいというのが最初の議論の取っかかりだったのですが、もう道路はつくらざるを得ない状況にあるということなので、それならば、代替地をいただいて、同様になるかどうかは別として、新しい樹林帯をつかって連続性を確保するのが一番よいのではないかとこのところに落ち着いたという経緯があります。

それで、ここの表現ですが、ここもいろいろ議論したのですけれども、多分、屯田兵の方がヤチダモを植林した時代は、あの辺はもうちょっと湿地だったと思うのです。ですから、ヤチダモを植えたのだと思います。ところが、現状の環境は大分変わってしまっていて、今現在あるヤチダモ林は、もう少し乾性系の植物が入ってきて自然の形に近いものになっているのですが、その近隣、どこに土地を確保できるかもよくわかりませんし、その土地がどのような立地であるかも現時点ではわからないものですから、どのように書いたらいいかということで議論したのです。

それで、「現在の防風林と同様の環境」ということで、ちょっとお茶を濁したようには聞こえるかもしれませんが、場所が決まった時点で、それから環境調査が終わった時点で、市当局と関係者も含めて、あるいは委員の方も集めて、非公式でも何でもいいのですけれども、どのような林が望ましいかを議論する必要があるだろうということを踏まえた形で書いたつもりです。

実際には、近隣の用地を買収して、畑地の一部が道路になっていくと思うので、そこに生じる三角地のようなところが買い上げるには一番都合がよくなると思うのです。そうすると、そこはもう湿地のような環境ではないと思いますので、石狩低地帯にもともとあった林の中で最も望ましい、例えばハルニレ林のようなものを誘導するようなことを考えるということになるのではないかと考えておりますが、ここではこのくらいの表現にさせて

いただいたということです。

渡辺会長 ありがとうございます。

岡村委員、松田委員、今の説明についていかがでしょうか。

松田委員 ただ、建物と違って、森林の史跡的な意味というのはいろいろあると思うのです。今言ったように、開拓時代にこの辺は泥炭地ということで、必ずしもそうではないのですけれども、ヤチダモを植えたのだと思います。そうすると、ヤチダモだったということに開拓の史跡的な意味があるのです。だから、ヤチダモの林として続けるのか、あくまでも環境がいろいろ変わってくれば、まさに混交林的なものに変えていくのかというあたりは、きちっと方針を持たれた方がいいのではないかと思います。

要するに、屯田兵の由来のある防風林だったわけです。それをどうやって守るかというのは、歴史的な建物であれば、木造のものをコンクリートにするということはありません。それと同じような議論があるかもしれません。それは場所にもよると思いますけれども、これは国有林ですから、国（北海道森林管理局）とのきちっとした話し合いで、将来、どういう林をつくっていくかという方針はきちっと持たれた方がいいと思います。現状はああいう林になっていますが、それは結果です。

ですから、ヤチダモの防風林を維持するのか、それとも緑地林としての空間を維持するのかというあたりをあいまいにしておくのは、この場所ではまずいのではないかと私は思います。

渡辺会長 岡村委員、いかがでしょうか。

岡村委員 私も松田委員と同様で、ヤチダモ林には歴史的な価値というものがあって、それを何らかの形で壊した場合に、もとのようなものに戻すという考え方にするのか、自然環境を重視して、極力、生物の多様性を考えたものに持っていくのか、そのあたりの考え方はきちっと整理して、どちらにするということを明記しておかないと、答申を受けて実行する人が非常に困るのではないかというふうに考えます。

渡辺会長 実は、今のお話と関連すると思いますが、きょうお願いしている最終的なものは、この審議会から市長あてに出る答申です。これだけ部会で精力的にやっていたということですので、原則的にはこの部会から私あてに出ている審議結果が答申になると私は考えています。

そういう意味で、今のお二人のご意見、あるいは富士田委員の答えとも関連しますが、例えば、1の(2)の「拡幅について再検討する」という文言、(3)の「その対策を行うこと」、あるいは、2の(1)に「保全に努めること」、(2)に「実施すること」、3についても「交通安全及び景観に配慮すること」という表現がずっとあります。

それで、このことが今の議論も含めてきちっと反映されたのかどうか。例えば、1の(2)の「2路線については、その拡幅について再検討する」というのは、かなり計画そのものに踏み込んでいるわけです。ですから、ヤチダモ林を植林という言葉を使わずに、なぜこういう表現になったかという詳細な説明をいただいているわけですが、実は、この裏にそ

ういものがいっぱい隠されていて、これは部会で十分議論されているのです。そして、そのエキ스가ここに出ているということだと思ふのです。

私が今言ったことについて、どういふふうに扱われるのでしょうか。

黒河課長 部会での経過について、事務局からご説明させていただきます。

部会での実際の審議につきましては、事業者に説明要員として直接入っていただきまして、具体的に事業の実施に当たってどのような対応を講ずることができるか、また、経済的な原資なども含めてどこまで対応できるかという非常に突っ込んだ、レベルとしては実施設計に近い議論がございました。実施設計レベルの事柄を準備書から評価書に至る中で盛り込むというのは、アセスの本来の考え方からいきますと、踏み込み過ぎの部分があるかなと思ひます。

事業者からの発言についてはすべて公開をさせていただいておひまして、そういう意味では約束事となっておりますので、それをベースにしまして、今回、準備書から評価書をつくり込むに当たりまして記述をこいふふうに変えていただきたいというレベルで案をおさめさせていただいたところがございます。

今回の部会の報告の根底には、3回行ひました部会での具体的なやりとりはインターネットなどでも完全に公開しておりますけれども、こいふことを踏まえたエキスと考へております。

渡辺会長 今のようなお答えをいただいたわけですが、まさにエキスが入っているのですべてがここに並んだらとんでもないボリュームになります。ただ、これがエキスであつて、本来、こいふ議論がなされて、こいふ経緯でこのエキスがここに盛られているこいふことははっきり記載されているわけですね。

黒河課長 議事録なり、いろいろな形でオープンになっております。

渡辺会長 岡村委員と松田委員のご質問に対する富士田委員のご説明のよなものが、こいふものに残っていると考へてよろしいのですか。

黒河課長 結構でございます。

渡辺会長 こいふことでございますので、このエキスの本当のところについては記録に残されている、審議過程として残っているこいふことでございます。

坂入委員 今の道路の拡幅について、1の(2)では「拡幅について再検討すること」と書いてありますが、別紙の議事概要では、第1回部会の3番の幅員の変更についてこいふところでは、回答の方に「幅員の変更は基本的にできないと考へている」と書かれています。こいふことは、こいふ検討はもうできないこいふことでしょうか。

黒河課長 第1回、第2回、第3回まで行ひまして、ずっと流れがございます。

ただ今の件につきましては、5ページの真ん中に第2回部会の概要があります。14番をごらんください。

拡幅回避できないかこいふ質問に対しまして、2本、切断部を拡幅するお話があつたのですけれども、屯田・紅葉山通こいふ名称の部分につきましては、将来の道路の接続こい

うことを考えまして、拡幅・整備の必要性が高いものだという事業者の見解がございます。一方で、屯田第2横通については、奥といたしますが、旧発寒川に抜けた先が行き止まりになっているものですから、これについては都市計画決定をしないで現道のままで接続できる可能性について事業者として検討したいという具体的な回答が出ております。

この辺につきましては、都市計画決定をするかどうかということにつきましても、かなり時間をかけて、事業者として検討してやっと結論が出る事柄でございますので、事業者ができるかできないかは今の段階でははっきり確定することはできないと。それに対して、事業者がみずからの環境配慮の中でできないことを求めるところまで審議会として記述するかどうか、その辺でちょっと悩みまして、「再検討」という言葉で再考を促すというふうにとまとめさせていただいたところでございます。

渡辺会長 この審議会の性格としては、こういう議論が最初からあって、市長に答申がされ、それをもとに計画ができて、事業を行うことになります。ですから、計画が出た段階で、例えば今回は7項目にわたる答申があるのですけれども、それがどの程度盛り込まれたのかということについては、この審議会の仕事ではないわけですね。

ですから、我々としては、こういうことが極力配慮されるという思いで出しているというところにとどまらざるを得なくて、それ以上の権限がないというのが事実ですね。

松田委員 それはわかります。ただ、問題は、私は、この道路について、討議の中であの防風林が改めてクローズアップされて、それは単なる緑地ではなくて史跡的な意味もあるとすれば、それは今後の問題としてどうやって扱うか、それも含めて方針なりをきちっと持たれた方がいいのではないかと。そうでなければ、森林ですから、ただいいというだけでは維持管理できないので、その辺の議論はされた方がいいのではないかと思います。

渡辺会長 おっしゃることはよく理解できます。松田委員がおっしゃるような趣旨で考えますと、富士田委員からご説明があった内容がきちっとそれなりの形で残されているということで、ここに出ていないからといって、それがどこにもないということではございませんで、今、松田委員がおっしゃったようなことは、この部会の審議の中で十分話し合われたということだろうと思います。

黒河課長 改めてご説明したいと思いますが、議事概要の16番をごらんください。

16番は、防風林の代替地についてのやりとりがございまして、この回答は事業者から出たものでございます。

事業者は、道路部局でございます。防風林の連続性の機能補償として、防風林に隣接する場所を確保していく努力を道路部局として行いたいという意見があったところでございますけれども、その取得の手法、また取得する場所によっては、維持管理権限者が市であったり国になったり、動くようなケースもございまして、その位置によっては、整備の仕方、位置づけの考え方も変わってくるだろうと思います。

ですから、その辺については、この審議会で、今の時点では、事業者としても約束できるというか保証できるものではなくて、この先、議論の俎上に上ってくることでござい

すので、まずは場所の確保をし、取得の手法や位置づけ、維持管理につきましてもいろいろな手法がございますので、それも含めて事業実施のときに考えていきたいということで、私どもにとっては非常に前向きな回答をいただいたのかなと考えてございます。

渡辺会長 先ほど、エキスと申し上げましたが、この審議結果を1番から7番まで簡潔にまとめた裏について、太田副会長が説明をされました。しかし、ここの文章には書き込めないということで、それは別添の資料にきちっと入っているわけです。そういうことも含めてご質問をお願いしたいと思います。

大原委員 審議経過というのは、答申というところに全部くつつくわけですか。

太田副会長 これがワンセットで出ていきます。

大原委員 この横長のものも答申と一緒に出ていくのですね。

太田副会長 そうです。

大原委員 それで、部会審議結果というものが1から7になるということでもいいのですか。

渡辺会長 まとめたものが1から7であって、答申としては、この内容までくつついたものが答申になっているということです。エキスだけがとられて出ていくわけではないということです。

大原委員 わかりました。

渡辺会長 いかがでしょうか。

随分熱心に詳細な審議が行われたということがこの資料でよくわかるわけですが、答申というのはこういう形で、本文があって、資料がついたものとして出ていく。ですから、当然、これも答申に入っているという前提でお考えいただきたいということです。

そこで、議題2の答申案についても含めてご意見でございますでしょうか。

岡村委員 細かい語句のことですが、1ページ目の二つ目の段落で、「また、ヤチダモ林においては、現在、植物、小動物、昆虫などの多様な動植物が生息しており」と書いてあるのですけれども、植物が入った場合は生息・生育と併記した方がよろしいと思います。

また、ちょっとくどくなりますが、このヤチダモ林の植林という言葉をとったというお話はよくわかったのですけれども、一般の方というか、この答申を受けた方もそうですが、あれが自然のものなのか、歴史的につくられたものなのかということは、専門家の方でなければなかなかわからないので、それがわかる表現を……。

渡辺会長 それはここに書いてあります。

岡村委員 これで読み取れというのはちょっと難しいのではないのでしょうか。

渡辺会長 屯田防風林は保安林に指定されておりと、その屯田防風林ということではわからないということですか。

岡村委員 自然の樹林を残して防風林にすることもありますので、防風林といえ人工林ということにはならない。やはり、かつての開拓期の人たちが頑張って植えて樹林をつくったわけですが、それが非常にあいまいでわからない形になってしまっています。何と

か1行でもいいですから、そういうものを入れていただきたいと思います。

渡辺会長 いかがでしょうか。

屯田防風林という言葉がここに入っていますが、植林という言葉を使わず、ヤチダモ林としたという話も伺いました。屯田兵が歴史的にあれを植えたということで、つまり、植林という言葉になるのですね。

太田副会長 それは、1ページ目の記のところに書いた2行目に「開拓の足跡を示す」とありますが、そこに開拓時代に植林されてその足跡を残しているとか、そんな感じで入れるしかないでしょうか。

原田理事 答申書の前書きの1行目の「防風林は、景観資源や開拓の足跡を示す」というところに、防風林はかつてこういうことでつくられたものだという一言を入れると、今のことが十分に読み取れるのではないかと思います。

渡辺会長 この文章にもうちょっと加えるということですね。

渡辺会長 岡村委員のご提案は審議会の答申案に反映されることが適切であると考えますので、基本的には部会の審議結果が反映され答申になるわけですが、部会の審議結果がここで了承されたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

渡辺会長 それでは、部会で詳細に検討されました審議結果につきましては、この審議会としては了承したということにさせていただきます。

部会委員の方々につきましては、年末の大変お忙しい中、しかも膨大な資料にありますような極めて精力的な審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、部会の審議結果を了承いたしましたので、この結果をもとに、答申書の案について審議します。資料2ですが、エキスのところだけがここに出ておりますが、部会の審議結果も添付されるのが、答申書になります。

これは、先ほどあった文言が加えられることになりますが、部会の報告書がそのまま答申案になるということです。

同じことを繰り返して恐縮ですが、資料2を見ていただきますと、審議会の会長から札幌市長あてに、「(仮称)屯田・茨戸通環境影響評価準備書について(答申)」ということで、「平成17年9月20日付け札幌推第2415号にて当審議会に諮問のあった表記の件について、鋭意審議を重ねたところであるが、この度、別紙のとおり結論を得たので答申する」という鏡がありまして、答申書の本体が次の裏表にあります。これは、先ほど詳細に説明がございましたように、1から7までございまして、前段のところに書いてある今後の道路造成事業のあり方についてというところは、先ほど修正が入るということでしたけれども、意見がございしますか。

これは、部会の報告書の話ですので、これで了解をいただいたということにいたします。

そして、1、2、3、4、5、6、7ということで、この答申案が出てまいります。

これによろしゅうございしますか。

大原委員 1番目ところですが、ここでは防風林の「連続性を補うことが望ましい」となっているのですが、前の方は「補うこと」になっていて、急に弱くなってしまっているのです。

渡辺会長 これは全く同じではないのですか。

黒河課長 こちらのミスで、同じでございます。

渡辺会長 部会の審議結果と同じものがこれだということです。

先ほど岡村委員から修正の提案もございましたので、修正部分がどういう形で入るかという結果につきましては、太田副会長と私に一任していただきたいと思います。その上で、近日中に私から札幌市長へ答申したいと考えております。

それでは、この審議会の性格や役割については、なかなか納得がいけないところもないわけではないですが、それについても何度も議論していただいておりますし、この場合の事業者は市ですけれども、その辺のところは十分ご理解をいただいていると私どもは考えております。6番目のところに、「事業の実施前後で確認を行うこと」ということで、「前後」という言葉もあります。当然、できたものが我々の趣旨を尊重したものではないということは大変なことになるわけですから、その辺は事業者を信頼するということだろうと思います。

そういうことで、本件につきまして、環境配慮への示唆ばかりではなく、今後の道路づくりのあり方というか、路面の雨水処理というのも余りやられていないというか、当然、これは必要になってくることなのです。それが今回の答申には盛り込まれておまして、道路づくりのあり方についての提言という位置づけにもなっております。

そういうことで、これを市長に答申しまして、部会で精力的に審議されたことが生かされるように、お願いしたいと思っております。

岡村委員のご提案のほかに、何かございますでしょうか。

大原委員 目次のところの5番目に部会審議結果というものがございますが、これが今の1から7と同じものになるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

黒河課長 こちらの方を添付させていただきます。

渡辺会長 あとはよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

渡辺会長 それでは、事務局にお返しいたします。

黒河課長 渡辺会長、どうもありがとうございました。

答申書につきましては、ただいまの審議会の意見を踏まえまして若干の修正が入るということで、先ほどご指示がございましたように、渡辺会長並びに太田部会長とご相談をさせていただいて、事務局の方で修正をさせていただきたいと存じます。

後日、渡辺会長から市長に対するご答申とさせていただきたいと思っております。

それでは、閉会に当たりまして、原田理事よりごあいさつを申し上げます。

原田理事 最後に一言お礼のごあいさつをさせていただきたいと思っております。

今回の案件につきましては、本当に短い審議期間の中で精力的にご審議をいただきまして、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

今後は、条例の規定に基づきまして、いただきます答申を十分尊重し、さらに市民意見、それから関係部局の意見を踏まえて市長意見として取りまとめ、事業者 この場合は札幌市長になりますけれども、事業者に意見を述べるということになります。

本日の審議の中で松田委員からもいろいろご議論があったようなことも、事業化に当たって十分反映されていくものと考えてございます。

この初めての道路新設事業に対する環境影響評価の結果は、会長からもお話がございましたように、今後の道路事業における環境配慮に大きな示唆を与えるものになったというふうに考えております。

そうした意味で、これまでの皆様の熱心なご審議に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

現在の予定では、今年度の審議会の開催はこれが最後ということになります。この審議会は2年任期ということになってございますので、第3次環境影響評価審議会としても最後の審議会ということになります。

これまでの熱心なご審議に再度感謝を申し上げまして、閉会のあいさつにかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

### 3. 閉 会

黒河課長 それでは、これにて本日の審議会を終了いたします。

本日は、ご足労をいただきまして、本当にありがとうございました。

以 上